

2021年度 当社取締役会の実効性分析・評価結果の概要について

2022年4月28日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

当社取締役会は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン（以下、「ガイドライン」）」に基づき、取締役会の実効性分析・評価（以下、「分析・評価」）を行いましたので、その結果をお知らせいたします。

【当社 コーポレートガバナンス・ガイドライン】

URL：http://www.tokaitokyo-fh.jp/corporate/governance/pdf/cg_guideline.pdf

記

1. 分析・評価結果の概要

2021年度の分析・評価の結果、当社取締役会の実効性は、分析・評価項目の各項目（【ご参考資料】2. 分析・評価実施概要 参照）及び取締役会全体について、いずれも適切に確保されているとの結論に至りました。

当社取締役会は、2007年より取締役会議長を社外取締役から選任し、かつ現在、取締役9名のうち、5名を社外取締役（全員が独立性基準を充足）とする等、社外取締役の役割を重視した構成としております。また、2021年度より新たに法律の専門家である女性取締役が就任し、ガバナンス及びジェンダーの観点から、多様性がより適切に確保されたとの意見が多数ありました。取締役会の運営におきましては、業務執行取締役へ委任した事項は適切な範囲で遂行されており、また、取締役会における議論に関しても、一例として、新中期経営計画の内容について、当社及び主要子会社である東海東京証券株式会社の取締役全員が参加する複数回の機会を設けて、さまざまな意見交換が行われたことは有意義であり、こうしたことの積み重ねが、取締役会の実効性を向上させる一助となると評価する意見がありました。その他、取締役への支援体制においては、昨年度、ガバナンスに関する外部専門家を交え、当社及び子会社である東海東京証券の取締役が一堂に会して実施した研修会について、グループ運営を前提とした当社/東海東京証券の取締役会の役割、情報共有のあり方、社外取締役間の連携等に関する集中的な意見交換を行い、取締役会の実効性向上に資する有意義な機会となったと評価でき、継続を期待する意見がありました。また、社外取締役の期待する役割・行動に関しては、多様な発言や助言をいただくことを通して経営監督機能が十分に果たされていると判断しております。

他方で、取締役会の実効性をより高めるために取り組みを続けるべき事項として、1点目は、取締役の多様性の確保充実、2点目は、ビジネス環境の劇的な変化に直面する中、経営戦略に関する大局的な議論や戦略事案に係る進捗評価などについてより多くの時間を確保していく必要

性、3点目は、コロナ禍で Web 会議が中心となる中、取締役会以外での取締役間の自由な意見交換の機会を求める意見もありました。

当社取締役会は、今後も、これまで当社が取り組み、構築してきたガバナンス体制の優位性を維持・発展させるため、今回の分析・評価結果を踏まえた取締役会の機能充実のために必要な改善に取り組み、更なる実効性向上に努めてまいります。

【ご参考資料】

1. 分析・評価方法

分析・評価は、当該分析・評価に係る質問票に全取締役が回答し、その集計結果に基づき、取締役会において議論いたしました。

2. 分析・評価実施概要

実施主体	取締役会
分析・評価対象	取締役会（取締役会による自己評価）
分析・評価基準	コーポレートガバナンス・ガイドライン「第2章 取締役会」
分析・評価手段	・取締役全員の質問票回答結果に基づく、取締役会における議論
分析・評価目的	取締役会は、適切な構成で多様性が確保され、取締役の役割が発揮される場となっているか確認すること
分析・評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会の構成 ・取締役会の多様性 ・取締役会の役割 ・取締役会の運営 ・取締役会の責任及び権限 ・取締役への支援体制 ・社外取締役への期待役割の明確化 ・社外取締役としての具体的な行動の在り方
結果の集計及び評価結果プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役全員による無記名式の質問票を取締役会事務局に提出し、取締役会事務局が質問票の集計を実施 ・集計結果を取締役会の場で共有 ・分析・評価結果を取締役会にて議論

以 上